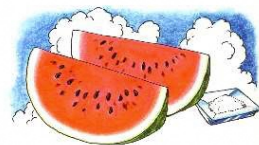


夏

の交通安全県民運動 実施要綱



目的

夏季は夏休み等による交通実態の変化や、暑さによる疲労等から漫然運転による交通事故の発生が懸念される。また、海や山でのバーベキューなど飲酒機会も増え飲酒運転の増加も懸念されることなどから、県民に対し広く交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図る。

重点

- ①子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③過労運転等の防止
- ④飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶



期 間

令和4年7月11日(月) ～ 7月20日(水)

交通安全日

7月15日(金) 交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日

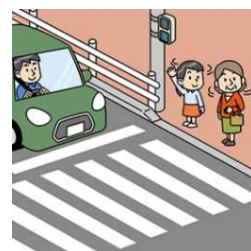
スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

1 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

一般運転者は

- ・子ども、高齢者及び障がい者に対する思いやり運転と通学路・生活道路等における速度を落とした安全運転を徹底しましょう。
- ・横断歩道手前では減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止し、歩行者を優先しましょう。
- ・高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示車に対して、幅寄せ、急な進路変更や無理な追い越しなどせず、思いやり運転を心掛けましょう。



高齢運転者は

- ・参加・体験・実践型の交通安全講習や運転適性検査を積極的に受けるなど、身体機能の変化を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努めましょう。
- ・交通事故の防止及び被害軽減の効果が期待できる安全運転サポート車や後付けペダル踏み間違い時の加速抑制装置の導入を検討しましょう。
- ・一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控えましょう。



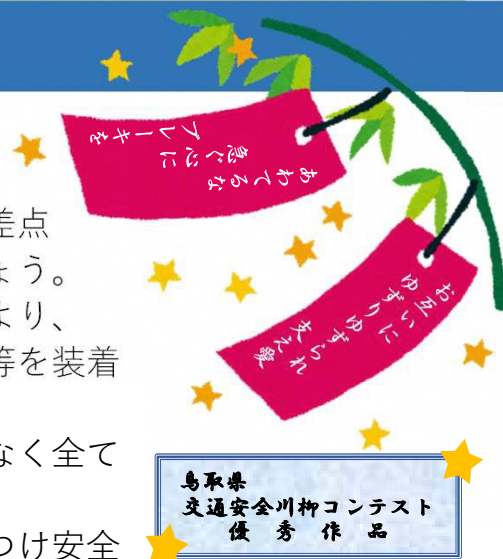
県・市町村・警察・交通安全協会・関係機関等は

- ・運転免許証の自主返納者への支援に関する情報提供のほか、安全運転サポート車や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及促進のための広報啓発活動を推進しましょう。

2 自転車の安全利用の推進

自転車利用者は

- ・ 自転車は車両であることを認識し、車道の左側通行や交差点での一時停止等、交通ルールを守って安全に利用しましょう。
- ・ 自転車利用時の飲酒運転・二人乗り・傘さし運転はもとより、スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を装着した危険な運転をしないようにしましょう。
- ・ 鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、幼児・児童だけでなく全ての年齢層でヘルメットを着用しましょう。
- ・ 夜間は前照灯を点灯し、明るい服装や反射材用品を身につけ安全な速度で運転しましょう。
- ・ 高齢者はバランス感覚や反射神経、体全体の筋力が低下するため、若者であれば軽傷で済む転倒事故も頭部を負傷するなどして重傷事故につながりやすくなります。体調がすぐれないときは自転車に乗ることを控えるなど、自己の身体能力を自覚して安全に自転車を利用をしましょう。



家庭・地域では

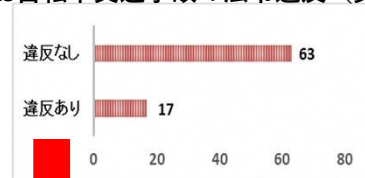
- ・ 自転車利用者も交通事故の「加害者」になり得ることから、自転車損害賠償保険等への加入を促進しましょう。
- ・ 自転車の点検整備を推進し、夕暮れ時のライトの早期点灯や反射材用品の着用など安全な自転車利用に努めましょう。



学校・職場では

- ・ 交通安全指導員やPTA等と協力して、児童や生徒に対する登下校時の街頭指導や自転車教室等を開催し、自転車の安全利用に係る指導を推進しましょう。
- ・ 従業員に対して自転車利用時のヘルメット着用と自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るとともに「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育を行うなど、自転車利用時の交通ルールについて指導し、自転車の安全利用を促進しましょう。

R3自転車交通事故の法令違反（負傷者）



違反ありの内訳



関係機関・団体では

- ・ 「自転車安全利用五則」の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。
- ・ 鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、全ての年齢における自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を強く推進しましょう。
- ・ 街頭指導等では自転車利用時のスマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等の使用禁止を指導しましょう。



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を通行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 5 子どもはヘルメットを着用※
- ※「鳥取県支え愛交通安全条例」では、自転車乗用時のヘルメット着用を努力義務としています。

3 過労運転等の防止

運転者は

- ・ 暑さからくる疲労蓄積や睡眠不足による居眠り運転をしないよう、十分に休養した上で運転をしましょう。
- ・ 運転中や路上歩行中の熱中症は重大な事故を起こす危険性があることから、長距離運転時などは適時の休憩やこまめな水分補給に努めましょう。
- ・ 睡眠不足や体調がすぐれない時は、不要不急の運転を控えましょう。



職場では

- ・ 朝礼・会議等を利用して過労運転等の危険性を周知するとともに、休憩を取りやすい環境を整えましょう。
- ・ 運転者の体調管理チェックを行い、異常が認められる場合は運転者を交替させる等の管理を行いましょう。

4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

運転者（自転車利用者を含む）は

- ・ 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にしない意識を徹底して持ちましょう。
- ・ 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止しましょう。
- ・ 自転車利用者も飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。



周辺者は

- ・ 複数で自動車により飲食店に行き飲酒する場合は「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- ・ 飲酒をした後に運転をするおそれのある者には、車両を提供しない、また、飲酒運転の車に同乗しないようにしましょう。

ハンドルキーパーとは

飲み会などで、飲食店や居酒屋へ行ったときに、帰路で車を運転するため酒を飲まない人のことです。

職場では

- ・ 一定台数以上の自動車使用者は安全運転管理者を確実に選任するとともに、安全運転管理者は法令に基づき以下の取組を実施しましょう。
 - ① 運転前後の運転者の状態を目視等で確認し、運転者の酒気帯びの有無を確認する。
 - ② 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存する。



横断歩道ストップキャンペーン実施中

期間：R4. 4. 1～R5. 3. 31

「横断歩道は歩行者優先」

ドライバーは横断歩道の手前では、停止可能な速度まで減速し、歩行者は手の平を見せるなど横断する意思を明確に伝えましょう。

笑顔でストップ!
信号機のない横断歩道

鳥取県・鳥取県交通対策協議会



■問い合わせ先■

鳥取県交通対策協議会（鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話(0857)26-7989／ファクシミリ(0857)26-8171